

別記第1号様式

工 事 成 績 評 定 表		総務課	課長	主幹・補佐	班			担当課	課長	主幹・補佐	班																
工 事 名								検査年月日				工 期	自														
工 事 簡 所								検査番号	No.			至															
請 負 者 名								現場代理人				請 負 金 額	円														
								主任(監理)技術者				完成年月日															
考 査 項 目		監 督 職 員					総括監督職員					検 査 職 員 (中間)					検 査 職 員 (完成)										
		氏名					氏名					氏名					氏名										
項 目	細 目	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
施工体制	1 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10								+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	2 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10								+12	+8.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15							
施工状況	3 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+12	+8.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	4 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	5 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15	+8.0	+6.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15							
出来形及び出来ばえ	6 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
	7 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0															+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
出来ばえ	8 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0															+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	9 出来ばえ																				+5.0		+2.5		0	-5	
工事特性	10 施工条件等への対応 ※1						+20.0 ~ 0																				
創意工夫	11 創意工夫 ※2	+7.0 ~ 0																									
社会性等	12 地域への貢献度						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0.0 点					0.0 点					0.0 点					0.0 点										
評定点 ※3		① 65.0 点					② 65.0 点					③ 65.0 点					④ 65.0 点										
13 評 定 点 計		⑤ 点					・中間検査があった場合 (① 点)×0.4+(② 点)×0.2+(③ 点)×0.2+(④ 点)×0.2= 点					・中間検査がなかった場合 (① 点)×0.4+(② 点)×0.2+(④ 点)×0.4= 点															
14 法令遵守等 ※4							⑥ 点																				
15 評 定 点 合 計 ※5		⑦ 点					=⑤評定点計( 点)					+					⑥法令遵守等 ( 点)										
16 総合評価技術提案・履行確認 ※6							履行 不履行 対象外																				
所 見																											

※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して、適切に対応したことを評価する項目である。監督職員からの報告を受けて、総括監督職員が評価を行う。

※2 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※3 評定点=65点+1~3の評定(加減点合計)+4~6の評点(加減点合計)

※4 法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案・履行確認の評価は、技術提案内容の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。

その他 各審査項目毎の採点は審査項目別運用表によるものとし、検査職員の評価に先立ち監督職員及び総括監督職員が行う。